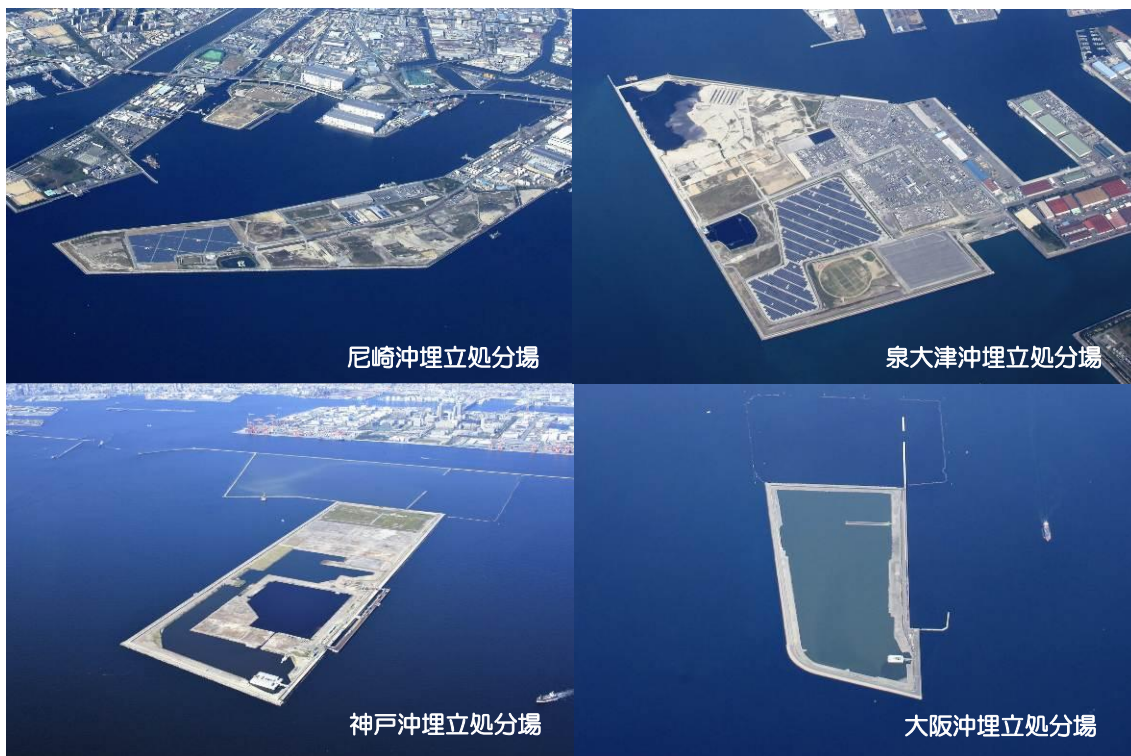


大阪湾圏域 広域処理場整備基本計画(案)

～ フェニックス計画 ～

(概要説明書)



平成 29 年 12 月

大阪湾広域臨海環境整備センター

【今回の変更】

- ・ 廃棄物の種類及び量の変更
- ・ 埋立期間の延伸

目 次

1	フェニックス計画の概要	1
	(1) フェニックス計画の目的	1
	(2) フェニックスセンターの主な業務	1
	(3) 埋立の進捗状況	2
	(4) フェニックス計画の経緯	2
2	基本計画の変更を行う理由	3
3	基本計画の変更(案)の内容	3
	(1) 広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域並びに 廃棄物の種類、量及び受入れの基準に関する事項	3
	(2) 広域処理場の建設工事の施行に関する事項	3
	(3) 広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施に関する事項	3

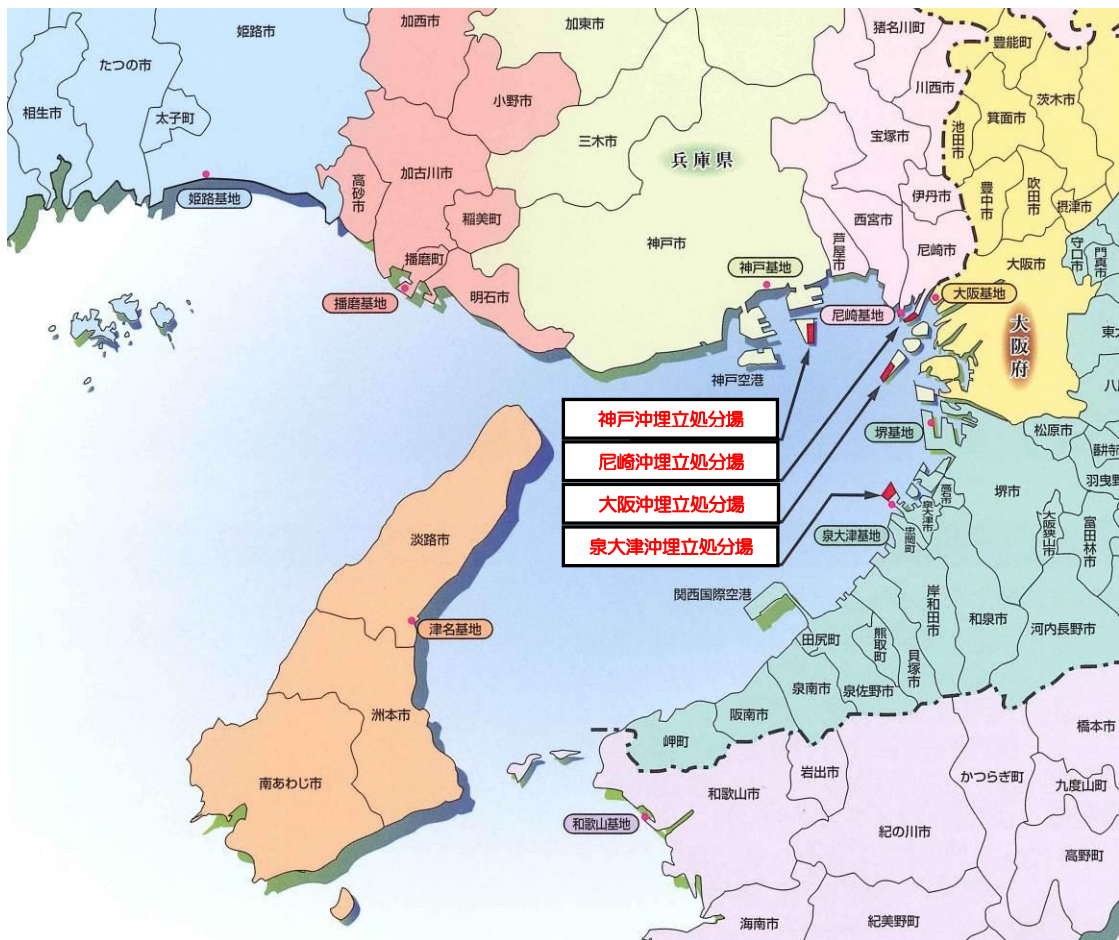
1 フェニックス計画の概要

(1) フェニックス計画の目的

- ① 大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。
- ② 港湾の秩序ある整備により、港湾機能の再編・拡充を図ること。
- ③ 新たな埋立地を活用し、地域の均衡ある発展に寄与すること。

(2) フェニックスセンターの主な業務

- ① 港湾管理者の委託を受けて次の業務を行う。
 - ・ 廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理
 - ・ 廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成
- ② 地方公共団体の委託を受けて次の業務を行う。
 - ・ 一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理
 - ・ 一般廃棄物等による海面埋立て
 - ・ 搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理
- ③ 産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て



(3) 埋立の進捗状況

平成29年3月末現在

処分場名	区画	面積 (ha)	計画量 (千 m ³)	進捗率
泉大津沖 埋立処分場	管理型	67	11,000	96.1%
	安定型	136	20,000	93.9%
	全体	203	31,000	94.7%
尼崎沖 埋立処分場	管理型	33	5,000	98.5%
	安定型	80	11,000	96.9%
	全体	113	16,000	97.4%
神戸沖 埋立処分場	管理型	88	15,000	73.2%
大阪沖 埋立処分場	管理型	95	14,000	29.1%
全体		499	76,000	78.9%

(注) 尼崎沖・泉大津沖埋立処分場の管理型区画については、平成13年度に廃棄物の受入を終了している。

(4) フェニックス計画の経緯

昭和56年12月	「広域臨海環境整備センター法」の施行
昭和57年3月	「大阪湾広域臨海環境整備センター」の設立
昭和60年12月	基本計画の大臣認可 (泉大津沖埋立処分場・尼崎沖埋立処分場の位置づけ)
平成2年1月	尼崎沖埋立処分場の受入開始
平成4年1月	泉大津沖埋立処分場の受入開始
平成9年3月	基本計画変更の大臣認可 〔神戸沖埋立処分場の位置づけ、受入対象区域の追加、 廃棄物の種類及び量の変更、埋立期間延伸〕
平成12年3月	基本計画変更の大臣認可 〔大阪沖埋立処分場の位置づけ、廃棄物の種類及び量の変更、 埋立期間延伸〕
平成13年11月	基本計画変更の大臣認可 (受入対象区域の追加、廃棄物の種類及び量の変更、埋立期間延伸)
平成13年12月	神戸沖埋立処分場の受入開始
平成18年3月	基本計画変更の大臣認可 (受入対象区域の追加、廃棄物の種類及び量の変更、埋立期間延伸)
平成21年10月	大阪沖埋立処分場の受入開始
平成22年3月	基本計画変更の大臣認可 (廃棄物の種類及び量の変更)
平成24年3月	基本計画変更の大臣認可 (廃棄物の種類及び量の変更、埋立期間延伸)

2 基本計画の変更を行う理由

フェニックス圏域では、府県知事及び市町村長、港湾管理者で構成する大阪湾広域処理場整備促進協議会において廃棄物の減量化目標を設定し、積極的にその減量化に取り組んでいるところであるが、神戸沖埋立処分場においては、概ね平成 35 年度には廃棄物受入が終了する見込みである。

今後、南海トラフ地震などの大規模災害も予見される中、フェニックス圏域における廃棄物の安定的な処分を行うためには、現処分場を延命化し、2 処分場体制の維持によるリダンダンシーの確保が必要である。

また、広域処分委託量調査の結果、神戸沖埋立処分場の陸上残土搬入量が計画を下回る状況にあり、計画している平成 39 年度の埋立終了は困難な状況であることから、港湾の秩序ある発展のために、一般廃棄物と陸上残土の配分を見直し、適切な時期に埋立を終了する必要がある。

一方、早ければ来年度にも累積搬入量が搬入枠を超過するおそれのある団体等が複数存在することが明らかになったことから、搬入枠の再設定を早急に行う必要がある。

そのため、各処分場において処理する廃棄物の種類及び量、広域処理場の建設工事の施行に関する事項及び広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施に関する事項を変更する。

3 基本計画の変更（案）の内容

(1) 広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域並びに廃棄物の種類、量及び受入れの基準に関する事項

① 廃棄物の種類及び量

(単位：万m³)

埋立場所名	一般廃棄物	産業廃棄物 ・ 災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
泉大津沖埋立処分場	390	720	1,270	720	3,100
尼崎沖埋立処分場	220	290	700	390	1,600
神戸沖埋立処分場	(580) 720	620	(300) 160	0	1,500
大阪沖埋立処分場	(540) 590	(580) 530	280	0	1,400
合計	(1,730) 1,920	(2,210) 2,160	(2,550) 2,410	1,110	7,600

(注) ()書きは変更前の数値である。

(2) 広域処理場の建設工事の施行に関する事項

① 工事期間

工事期間：昭和 62 年度から約 46 か年 【変更前：昭和 62 年度から約 41 か年】
(工事完了：平成 44 年度)

(3) 広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施に関する事項

① 埋立期間

埋立期間：平成元年度から約 44 か年 【変更前：平成元年度から約 39 か年】
(埋立終了：平成 44 年度)